

## マイナ保険証への移行に向けた対応について

令和8年1月15日 令和7年度第3回評議会

## 1. 経過措置終了に向けた対応について

令和7年12月2日以降、経過措置期間が終了し、健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者約1,160万人に対して、協会けんぽから資格確認書を令和7年7月末から令和7年10月末にかけて、被保険者住所に送付し、不着となった場合は、事業所宛に送付した。なお、資格確認書にはマイナ保険証のメリットや利用登録方法を掲載したチラシを同封し、マイナ保険証の利用促進を図った。

また、資格確認書送付後に加入者及び事業所からの問合せが増加することが予想されたため、令和6年9月より設置した「マイナンバーコールセンター」の人員を増やすとともに、日本語に加えて計22か国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語等）でのマイナ保険証等に関する問い合わせに対応するなど体制整備を行った。

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
スケジュール		▼7/31被保険者住所宛に送付開始 島根支部の加入者約5万人に送付			被保険者住所宛への送付完了	令和7年12月2日 経過措置期間終了
		▼9/5不着分を事業所宛に送付開始 随時、不着となった加入者の資格確認書を送付				

## (参考) 12月以降の医療機関・薬局の窓口での資格確認の運用について

令和7年11月12日に厚生労働省から**医療機関向け事務連絡「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について（周知）」**が発出されました。

事務連絡において、移行期の暫定的な取扱いとして以下のとおり記載されています。

(事務連絡一部抜粋)

12月2日以降、期限切れに気がつかずに健康保険証を引き続き持参してしまった患者や、保険者から通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者については、保険証等単体で有効なものとして取り扱うものではありませんが、加入している保険者によらず、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認等システムに照会するなどした上で、3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用は、暫定的な対応として差し支えないと考えます。こうした対応は令和8年3月末までの暫定的な対応であり、次回以降の受診時にはマイナ保険証か資格確認書を必ず持参いただくよう呼びかけて下さい。

※あくまで医療機関での取扱いについての事務連絡であり、協会けんぽとして、マイナ保険証や資格確認書、従前の保険証の回収等に関して取り扱いが変わるものではありません。

## 2. 経過措置終了に向けた広報の実施について

令和7年12月2日以降、経過措置期間が終了し、健康保険証が使用できなくなることから、12月以降の保険診療の受診方法や、マイナ保険証のメリットや使用方法、安全性などの利用促進について周知広報を実施中。

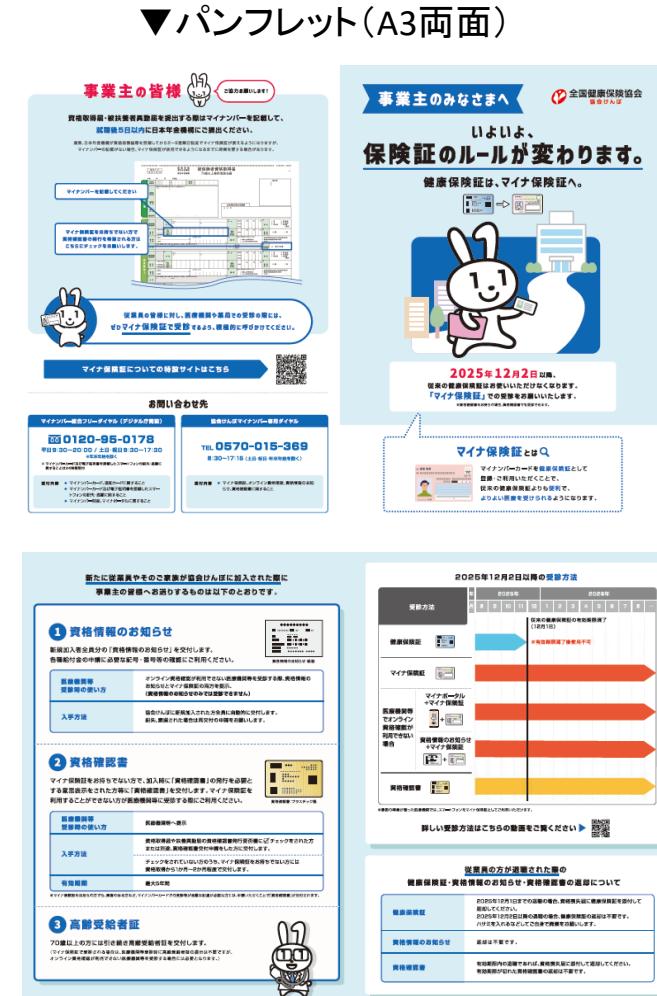
あわせて、最近の動向を踏まえ、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れへの注意喚起や、スマホ保険証についての説明も行う。

令和7年							令和8年		
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
▲ 納入告知書への チラシ同封 (事業主宛)				▲ 扶養調書・納入告知書への チラシ同封 (事業主宛)	▲		▲ 医療費通知への チラシ同封 (加入者宛)		
各地方第一紙への 広告掲載			WEB広報(11、12月に重点を置いて実施)				チラシ・パンフレットを活用した広報		

## (参考) チラシ・パンフレットを活用した広報

令和7年10月に、マイナ保険証利用促進のため、扶養調書・納入告知書へ以下のチラシを同封した。また、パンフレットを作成し、各支部において窓口や健康保険委員への配布、事業所訪問時に合わせて紹介等を行っている。

▼チラシ(A4両面)



#### (参考) ホームページを活用した広報

令和7年9月から、マイナ保険証利用促進のため、特設サイトを公開した。マイナ保険証についての説明、メリット、安全性、登録方法等を掲載している。また、マイナ保険証に係るQ&Aを用意し、加入者が円滑にマイナ保険証に切り替えていただけるよう広報を行っている。

そもそも安全なの? メリットは?

マイナ保険証の疑問にお答えします

マイナ保険証がなぜ必要なのか? どうすれば使えるようになるのか? マイナ保険証がないと何が困るのか? もっと便利なマイナ保険証

# マイナ保険証とは

健康保険証として登録したマイナバーカード。今までよりも便利な保険証としてご利用いただけます。

スマホでもマイナ保険証が使えるようになります

- 結婚や年齢変更したお手続きでご利用いただけます
- ご自身操作で、いつでもどこでも簡単にお手続きマイナバーカードのスマート機能
- マイナバーカードのスマート機能の手順がが必要です。

くわしくはコチラ

**マイナ保険証の  
4つのメリット**

**過去のお医療履歴や既往歴を  
ふまえた医療を受けるられる**



特に「既往歴」がある方にこそ、過去の既往歴や  
薬歴で困ったときに役立つのです。  
安心して医療を受けられるようになります。

**手続きなしで  
高額な医療費が不要に**



高額な医療費がかかると心配な方、口座との連携で  
支払われるから、高額な医療費が手軽になくなります。

**確定申告の「医療費控除申請書」  
カンタンになる**



毎年確定申告をするのが面倒な方も、  
マイナカードでオンラインで簡単にできます。

**救急時、直ちに応急措置や  
両親の定番などに活用**



マイナカードは常に身につけておきましょう。緊急時に  
医療機関へお医療情報を伝える手間が省けますよ。また、  
両親の健診や定期検査にも役立つ手帳としてご利用ください。

▲マイナ保険証利用促進に向けた特設サイトから一部抜粋

URL : <https://www.kyoukaikenpo/or/jp/LP/mynahokensho/>